

みんなで防ぼう！高齢者虐待

☎高齢福祉介護課 (☎65-7841)

なぜ高齢者虐待が起こるの？

虐待が起こる要因のひとつに介護者の心身の疲労や孤立があります。また、経済問題、家族関係など様々な要因が重なっていることも多くあります。虐待があっても、高齢者自身や家族等に自覚がない場合や、SOSを出せないことがあります。地域で見守り、サインに気づくことが早期発見につながります。

◆虐待とは

身体的虐待…殴る、蹴る、自分で動くことを制限する
放棄・放任…食事や入浴・排せつなどの世話をしない、必要な介護や医療を制限するなど
心理的虐待…怒鳴る、ののしる、嘲笑する、故意に無視をするなど
性的虐待…おむつや下着を外したまま放置する、同意のない性的接触など
経済的虐待…必要なお金を渡さない、使わせない、本人の意思や利益に反して預貯金を使うなど

「もしかして…」と思ったら迷わずにご相談を!

名称	電話番号	担当区域
高齢福祉介護課	☎65-7841	長浜市全域
南長浜地域包括支援センター	☎65-8352	長浜、六荘、西黒田、神田
神照郷里地域包括支援センター	☎65-8267	神照、南郷里、北郷里
浅井びわ虎姫地域包括支援センター	☎73-2653	浅井、びわ、虎姫
湖北高月地域包括支援センター	☎85-5702	湖北、高月
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	☎82-3570	木之本、余呉、西浅井

高齢者虐待と認知症

虐待を受けている高齢者の多くに、何らかの認知症の症状がみられます。介護者が認知症について正しく理解することや、抱え込まずにいろいろな制度や介護サービスを利用するなど、介護負担を減らすことが適切な介護や虐待防止につながります。

市役所の市民交流ロビーは、作品等の展示スペースとして、無料で利用していただけます。ぜひご利用ください。

【利用できる場所】

本庁舎1階 市民交流ロビー
 ※展示板もあります。

【利用できる日時】

月～金曜日 9時～17時
 ※土日祝日・年末年始不可

【利用できる期間】

設置と撤収を含め、連続14日間まで

【申込方法】

利用する月の2か月前の1日(日)から利用日の2日前までに担当課に申請してください。申請書は担当課または市ホームページからダウンロードすることもできます。

(例) 利用日が12月5日の場合、受付開始は10月1日、申込締切は12月3日です。

展示スペースをご利用ください

☎総務課 (☎65-6565)

【利用できない場合】

- ・営利目的のもの、宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ・公の秩序や風俗を乱すおそれがあるもの
- ・執務に支障が生じるおそれがあるもの



布団丸洗いサービスの受付を開始します

☎高齢福祉介護課 (☎65-7789)
 ☎しょうがい福祉課 (☎65-6518)

在宅で生活しているしょうがいのある人や、介護を受けている人が日常的に使用する布団を丸洗いするサービスを実施します。

※市税・保険料に未納がある人は申請できません。

※申請時点において在宅生活されている人に限ります。

【受付期間】12月1日(木)～15日(木) 8時30分～17時15分 ※土日を除く

【負担額】原則、費用の1割(代わりの布団を希望する場合950円、希望しない場合750円)

■65歳以上の高齢者

- 次のすべてに該当する人
- ①平成28年5月1日～10月31日の間に3か月以上在宅生活をしてきた人
 - ②平成28年11月1日現在、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯等で介護保険の要介護3～5の認定を受けている人
 - ③所得税非課税または生活保護を受けている世帯の人

申込み

高齢福祉介護課(東館1階)
 北部振興局福祉生活課・各支所



■しょうがいのある人

- 次のすべてに該当する人
- ①平成28年5月1日～10月31日の間に3か月以上在宅生活をしてきた人
 - ②平成28年11月1日現在、次のいずれかの手帳を所持している人で、同居しているすべての人が同様にいずれかの手帳を所持している世帯の人。またはそのしょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人
 - ③身体障害者手帳(肢体不自由、視覚、内聴)1、2級
 - ④療育手帳A1、A2
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳1級、2級
 - ⑥所得税非課税または生活保護を受けている世帯の人

申込み

しょうがい福祉課しょうがい福祉グループ(西館1階) 北部振興局福祉生活課・各支所

屋根雪下ろし費用補助のご案内

☎高齢福祉介護課 (☎65-7789)
 ☎しょうがい福祉課 (☎65-6518)

自宅の屋根の雪下ろしを、個人または業者に委託した費用に對して補助します。

【対象】

所得税非課税の世帯で親族の支援が受けられない次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳(内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上)、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人
- ③前項②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】

屋根の雪下ろしにかかる費用
【補助上限額】
 1万円/回(委託額が1万円を下回る場合はその額)

※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機(バケツト付)を使用する必要があります。

た場合の補助上限額は2万円とします。

※予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助上限回数】

平成28年度中3回まで(ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区・西浅井地域は4回)

※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

【申請期限】

3月24日(金)
 ※申請の際には、民生委員または自治会長の確認を受ける必要があります。
 ※申請書類は窓口に置いてあります。

申込み

高齢福祉介護課(東館1階)
 しょうがい福祉課(西館1階)
 北部振興局福祉生活課・各支所